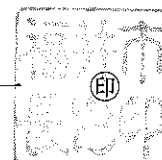


参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 9 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

花野谷（宮地、大畑）集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・今後、ほ場整備にとりかかり、後継者が機能する環境が整備されていく。
- ・今後、担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・今後、集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・今後、集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害が減少していく。また、

(別紙)

鳥獣害対策協議会を設置し、電機柵、わな、檻の設置を行っていく。

- ・ 今後、営農・維持管理作業を請負う定年帰農者による組織が設立され、耕作放棄地が消滅している。
- ・ 今後、農地・水・保全管理支払交付金を活用し、シバザクラ等の地衣植物の植栽がされ、畦畔の草刈り作業の労働力が軽減していく。また、農道・水路法面の草刈、側溝・水路の泥上げ、農道の砂利敷きを行っていく。